

○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第十八条第二項及び第三項の規定による漁港台帳及びこれに添附すべき図面の調製要領について

(昭和32年2月16日32水生第994号農林事務次官通達)

(改正 昭和32年5月28日32水生第3542号農林事務次官通達)

(改正 昭和33年12月13日33水生第7646号農林事務次官通達)

(改正 平成14年3月19日14水港第3869号農林水産事務次官通達)

(改正 令和6年3月27日5水港第3034号農林水産事務次官通達)

漁港台帳及び図面の調製要領

1 漁港台帳の記載要領

第一 通則

- 1 漁港施設の種類とは、法第三条に掲げる漁港施設の小分類（漁港施設用地については、中分類）による種類をいう。漁港施設の種類の記載順序は、同条に列举した順序による。
- 2 漁港施設の名称とは、漁港施設の固有名称をいう。
- 3 漁港施設の区分とは、各漁港施設についてこの要領で定める事項をいう。
- 4 漁港施設の管理者とは、漁港施設を所有権、賃借権その他の権限に基づいて占有管理している者をいう。
- 5 漁港施設の構造とは、各漁港施設の様式又は型式、主要用材及びその他の構造をいう。
- 6 漁港施設の規模とは、各漁港施設の延長、幅員、天端高、水深、面積その他の規模数量をいう。
- 7 漁港施設の能力とは、各漁港施設についてこの要領で定める能力又は最大利用実績をいう。
- 8 漁港施設の建設又は取得の年月日とは、当該施設の当初の建設又は取得の年月日をいう。
- 9 漁港施設の建設又は取得の価格とは、当該施設の建設又は取得に要した事業費とその後の改良等に要した事業費とその後の改良等に要した事業費の額の累計額をいう。
- 10 備考欄には、規模欄の記載事項以外の記載事項の変更の理由及び災害により破壊された施設（以下「被災施設」という。）の被災年月日を記載するものとする。
- 11 記載事項の内容の変更があつた場合は、該当事項を朱まつし、変更後の記載事項を余白に記載するものとする。
- 12 ページ番号は、各表を通じて一連番号とする。

第二 第一表（総括表）について

- 1 所在地欄には、市町村名、字名を記載すること。ただし、当該漁港区域が二以上の市町村にわたる場合は、当該市町村名及び字の名称を列記すること。
- 2 漁港の沿革欄には、沿革の概要を記載すること。
- 3 漁港の区域欄には、漁港の水域及び陸域の範囲について記載し、漁港の区域と重複し、又は接続して河川法、港則法、港湾法、海岸法等の他の法令の規定に基いて定められた区域（以下「河川区域等」という。）がある場合は、該当区域（河川区域にあつては、漁港の管理又は機能上密接な関係のある区域に限る。）について括弧して記載すること。
- 4 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 漁港の指定の内容の変更については、その年月日及び告示番号
 - (2) 河川区域等については、その種類、名称及び根拠法規
- 5 規模欄には、第二表に記載された漁港施設の種類ごとの規模数量の総体を記載すること。
- 6 ページ欄には、第二表に記載された漁港施設の種類の見出しとなるページ数を記載すること。

第三 第二表（漁港施設明細表）について

本表の見出し「漁港施設明細表」の右の（ ）内には、法第三条に掲げる漁港施設の中分類（外郭施設、係留施設等）について記載するものとし、中分類による漁港施設ごとに用紙（ページ）を改めるものとする。

1 外郭施設

- (1) 外郭施設については、種類、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、延長及び幅員並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 種類欄には、法第三条第一号イに掲げる外郭施設の本分類による種類（水門及び^{こう}閘門については運河又は水路に通ずる箇所にあるものに限る。）の別を記載すること。
- (3) 区分欄には、公共用、非公共用の別を記載すること。
- (4) 様式又は型式欄には、次により記載すること。
 - (イ) 防波堤、防砂堤、導流堤等の場合は、直立堤、捨石堤、混成堤等の別
 - (ロ) 護岸、防潮堤等の場合は、石積、コンクリート等の別
 - (ハ) 水門、^{こう}閘門については、扉の開閉方法の別
- (5) 主要用材欄には、かん塊、方塊、粗石等の別を記載すること。
- (6) 延長欄には、
 - (イ) 被災施設については、残存延長を記載し、被災前の延長は、括弧し内書すること。
 - (ロ) ^{こう}閘門の延長は、奥行長を記載すること。
- (7) 幅員欄には、水門及び^{こう}閘門のみについて、底部の幅員を記載すること。
- (8) 水深欄には、水門及び^{こう}閘門で、運河又は水路に通ずる箇所にあるもののみにについて記載すること。

2 係留施設

- (1) 係留施設については、種類、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、延長、幅員、天端高、水深、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格及び備考の各欄について記載するものとする。
- (2) 種類欄には、法第三条第一号ロに掲げる係留施設（船揚場については、石張、コンクリート等の人工施設に限る。）の種類を記載すること。水深三メートル未満の岸壁及び主として係船に利用している護岸（係船護岸）の部分又は主として荷役に利用している護岸（物揚護岸）の部分は、物揚場として扱うものとする。
- (3) 区分欄には、公共用、非公共用の別を記載すること。
- (4) 所在地欄には、係船浮標及び係船くいについては、当該施設の存する泊地の名称によるものとする。
- (5) 様式又は型式欄には、平行式、突堤式、浮函式等の別を記載すること。
- (6) 主要用材欄には、かん塊、方塊、鋼矢板、円鑄、鉄筋コンクリート又はコンクリート等の別を記載し、係船くいについては、鉄筋コンクリート、鋼、木等の別を記載すること。
以下同欄において同じ。
- (7) 延長欄には、当該施設の有効長（船揚場については、水際線の延長）を記載すること。
- (8) 幅員欄には、突堤、栈橋、又は船揚場の幅員（岸壁及び物揚場については、エプロンの幅員）を記載すること。
- (9) 水域欄には、基本水準面を基準としての水深を記載すること。
- (10) 面積欄には、船揚場の面積を記載すること。

- (11) その他の規模数量欄には、係船浮標及び係船くいの数等を記載すること。
- (12) 能力欄には、
- (イ) 係船浮標及び係船くい以外の係留施設について、一平方メートル当たりの耐重力欄を設けて載荷重を記載すること。
 - (ロ) 係船能力については、船型（トン）欄と隻数欄を設けて船型と隻数を記載すること。船型は、その施設を利用する主な漁船の船型を標準とし、船数は、原則として横つなぎによるものとする。船揚場については、収容しうる隻数を記載すること。
- (13) 備考欄には、
- (イ) 当該施設において主として取り扱う魚介藻類、水、油、木材石材その他一般貨客等の別を記載すること。
 - (ロ) 漁船の係留方法が縦つなぎであるときは、その旨を記載すること。

3 航路

- (1) 航路については、名称、延長、幅員、水深、面積、建設年月日及び建設価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、天然及び人工の航路の別を記載すること。
- (3) 水深欄には、基本水準面を基準としての水深を記載すること。
- (4) 幅員欄には、有効幅員を記載すること。
- (5) 建設年月日欄及び建設価格欄には、人工の航路について記載すること。
- (6) 備考欄には、障害物及び制限事項並びに航路が法規により定められている場合はその根拠法規を記載すること。

4 泊地

- (1) 泊地については、名称、区分、面積及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、天然の泊地及び人工の泊地の別を記載すること。
- (3) 面積欄には、総泊地面積と有効泊地面積を記載すること。
この場合において有効泊地面積は、下段に括弧して記載すること。有効泊地面積は、漁船又はその他の船舶が比較的安全に停係泊しうる水面積とする。
- (4) 能力欄には、総泊地面積の水深別内訳について

「

二メートル未満 (平方メートル)	二～三メートル未満 (平方メートル)	三～六メートル未満 (平方メートル)	六メートル以上 (平方メートル)
---------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------

」

の欄を設けて該当事項を記載すること。

- (5) 備考欄には、天然の泊地については泊地を遮蔽する岬角、島嶼等の名称及び人工の泊地については泊地を遮蔽する防波堤、防砂堤等の名称並びに泊地における障害物及び制限事項を記載すること。

5 漁具管理水域

- (1) 漁具管理水域については、名称、区分、面積及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。g
- (2) 区分欄には、保管する漁具等の別を記載すること。
- (3) 面積欄には、総面積を記載すること。
- (4) 能力欄には、総面積の水深別内訳について

「

二メートル未満 (平方メートル)	二～三メートル未満 (平方メートル)	三～六メートル未満 (平方メートル)	六メートル以上 (平方メートル)
---------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------

」

の欄を設けて該当事項を記載すること。

6 鉄道

- (1) 鉄道については、名称、区分、所有者、管理者、延長、幅員及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格及び備考の各欄について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、営業線又は専用側線の別を記載すること。
- (3) 延長欄には、漁港施設としての鉄道の起点から終点までの線路長（複線以上の場合はその線路長）を記載すること。
- (4) 能力欄には

同時積卸可能車数		一日最大発車可能車数		一月当配車可能車数	
水 扱	陸 扱	水 扱	陸 扱	水 扱	陸 扱

の欄を設けて該当事項を記載すること。ここに水扱とは、漁獲物等を水揚げした直後に貨車扱として臨港線によつて搬出する場合及び臨港線によつて漁港の区域外から搬入して船積みする場合をいう。陸扱とは、海上又は陸上から漁港の区域内に入つた漁獲物等を水揚げ又は貨車卸して陸域内の水産倉庫、野積場又は加工場等に一度搬入した後更に臨港線によつて漁港の区域外へ搬出する場合をいう。

- (5) 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - (イ) 分岐地点（分岐地点とは、幹線から臨港線に分岐する地点をいう。）臨港駅名及び直接関係のある接岸施設名
 - (ロ) 幹線から臨港駅又は主要地点（主要地点とは、臨港駅がない場合の操車上の主要な地点をいう。（ハにおいて同じ。））までの線路長
 - (ハ) 臨港駅、主要地点又は幹線から接岸施設までの線路長

7 道路

- (1) 道路については、漁港の利用上又は管理上重要な道路の名称、所有者、管理者、構造、主要用材、延長及び幅員並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格及び備考の各欄について記載するものとする。
- (2) 名称欄には、
 - (イ) 道路法（昭和二十七年法律第一八〇号）により路線の認定のあつた道路については、その路線名を記載すること。
 - (ロ) 漁港管理者の管理する道路については、その名称、その名称がない場合は、その起点及び終点の所在地名により何何一何何線と記載すること。
- (3) 主要用材欄には、砂利敷、コンクリート舗装、アスファルト舗装、簡易舗装等の別を記載すること。以下8、11及び14に掲げる施設について同じ。
- (4) 延長欄には、漁港の区域内における路線長を記載すること。延長には、その路線に属する橋梁^{りょう}の延長を含むものとする。
- (5) 幅員欄には、有効幅員を記載し、路肩のある道路については総幅員を記載すること。
- (6) 備考欄には、直接関係のある接岸施設名及び接岸施設から幹線道までの距離（メートル）を記載すること。

8 駐車場

- (1) 駐車場については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、主要用材、面積及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、平面式及び立体式の別を記載すること。
- (3) 能力欄には、最大駐車可能台数を記載すること。

9 橋

- (1) 橋については、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、延長、幅員、水深、及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 漁港の利用上又は管理上重要な橋梁（鉄道橋及び運河又は水路に附属する橋梁を除く。）について記載するものとする。
- (3) 区分欄には、固定橋、はね上橋、吊上橋、旋回橋等の別を記載すること。
- (4) 所在地欄には、当該橋梁の属する道路の路線名を記載すること。
- (5) 様式又は型式欄には、単桁式、連結桁式、構桁式、アーチ式等の別を記載すること。
- (6) 能力欄には、
 - (イ) 桁下空間について、その最大欄と最小欄を設けて橋梁下端とさく望平均満潮面との間の垂直距離（メートル）を記載すること。
 - (ロ) 許容載荷重（トン）について欄を設けて記載すること。
- (7) 備考欄には、径間について、径間数と最大径間（メートル）を記載すること。

10 運河

- (1) 運河については、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、延長、幅員、水深、及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 運河には、水路を含むものとする。
- (3) 様式又は型式欄には、開放式、閉鎖式等の別を記載すること。
- (4) 幅員欄には、有効幅員を記載すること。
- (5) 水深欄には、基本水準面を基準としての水深を記載すること。
- (6) 能力欄には、橋梁の桁下空間について、9の(6)(イ)に準じて記載すること。
- (7) 備考欄には、運河法（大正二年法律第一六号）によるものはその旨を記載し、かつ、水門又は閘門の有無を記載すること。

11 ヘリポート

- (1) ヘリポートについては、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、主要用材、面積及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 能力欄には、利用可能なヘリコプターの大きさ及び最大駐機可能数を記載すること。

12 航行補助施設

- (1) 航行補助施設については、種類、名称、区分、所在地、所有者、管理者、主要用材、その他の構造、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、灯台、灯浮標、導灯、灯柱及び灯船、並びに立標、浮標、陸標及び導標等の昼標、並びに霧笛、霧鐘、霧砲、爆音信号及び水中音信号等の霧信号、並びに船舶通信信号、及び潮流信号等の特殊信号並びに無線方位信号等の別を記載すること。
- (3) その他の構造欄には、塗色及びその他の構造を記載すること。
- (4) その他の規模数量欄には、平均水面上の灯高（メートル）及び基礎上の灯高（メートル）等を記載すること。
- (5) 能力欄には、
 - (イ) 光、電波、音の到達距離（カイリ）について欄を設けて記載すること。
 - (ロ) 灯色、色光数、灯質の種類及び周期について欄を設けて記載すること。灯質の種類は別表によること。

- (6) 備考欄には、灯台については、看守の有無を記載すること。

別表

灯質の種類	灯火の状態
不動(F)	一定の光力を持続するもの
閃光(FI.)	(イ) 単閃光を連発するもので、暗黒の存続が常に閃光の存続より長いもの (ロ) 一定の光力をもつもののうちで、一定の間隔ごとに一回の全暗を表わすもの。ただし、暗間の存在が常に明間の存在よりも長いもの
群閃光(GP. FI.)	二個又は二個以上の閃光をいくらかの暗間を隔てて連発するもの、ただし、暗黒(暗間)の総和時が常に閃光(明間)の総和時よりも長いもの
明暗(Occ.)	一定の光力をもつもののうちで一定の間隔ごとに急に二回又は二回以上の全暗を表わすもの、ただし、明間の総和時が常に暗間の総和時と同じであるか、又は長いものをいう。
群明暗(CP. Occ)	一定の光力をもつものであつて一定の間隔ごとに急に二回又は二回以上の全暗を現わすもの、ただし、明間の総和時が常に暗間の総和時と同じであるか又は長いもの
連成不動閃光(F. FI.)	弱い不動光中に単閃光を交えて発するもの
連成不動群閃光(F. GP. FI.)	前者と同様であるが、ただ閃光を群発するもの
急閃光(Qk. FI.)	閃光のうち毎分六一回以上の閃光を発するもの
断続急閃光(I. Qk. FI.)	群閃光のうち一分間六一回以上の比率で閃光を連発するもの
互光(AIT.)	異色(多くは紅白)の光を交互に発し、その間に、全然暗黒がないもの
閃互光(AIT. FI.)	異色の単閃光を交互に発するもの
群閃互光(AIT. GP. FI.)	群閃光であるが異色の閃光を交えるもの
群明暗互光(AIT. GP. Occ)	群明暗光であるが異色の光を交えるもの
連成不動群閃互光(AIT. F. GP. FI.)	弱い不動光中に異色の群閃光を互発するもの

13 漁港施設用地

- (1) 漁港施設用地については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、及び面積、並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 法第三条第二号に掲げる各種漁港の施設の予定敷地である空地について記載するものとする。
- (3) 漁港の平面図対照番号欄には、当該施設の該当番号を記載すること。以下46の施設までについて同じ。

- (4) 種類欄には、漁港施設用地と記載すること。
- (5) 名称欄には、建設予定漁港施設名を冠して、何何予定敷地というように記載すること。
- (6) 区分欄には、公共施設用地及び非公共施設用地の別を記載すること。
- (7) 管理者欄には、所有権その他の物権、賃借権等の権原に基いて、漁港施設用地（公共施設用地については、管理の委託を受けた場合を含む。）を現に占有管理している者の名称を記載すること。
- (8) 備考欄には、賃貸借又は管理の委託等の関係がある場合は、その成立年月日、面積、期間、条件等を記載すること。

14 漁船保管施設

- (1) 漁船保管施設については、漁港の平面図対照番号、名称、所在地、所有者、管理者、主要用材、面積及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 能力欄には、最大保管収容漁船隻数を記載すること。

15 漁船修理場

- (1) 漁船修理場については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、延長、幅員、水深、及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、乾船渠^{きょせん}、浮船渠^{うせん}、船架^{せんか}の別を記載すること。
- (3) 延長欄には、船渠^{せんきょ}については有効長を、船架^{せんか}については上架の可能な軌条長を記載すること。
- (4) 幅員欄には、船渠^{せんきょ}については船渠^{せんきょ}の幅及び入口のしきいにおける幅を、船架^{せんか}については軌間幅を記載すること。
- (5) 水深欄には、船渠^{せんきょ}のしきい高について、基本水準面から船渠^{せんきょ}入口のしきいの上面までの水深を記載すること。
- (6) 能力欄には、
 - (イ) 入渠^{せんきょ}又は上架できる最大船舶の欄を設けて総トン数を記載すること。
 - (ロ) 「

最大修理実績			最大建造実績		
年	隻数	トン数	年	隻数	トン数

」

の欄を設けて該当事項を記載すること。

- (7) 備考欄には、起重機等があるときは、その能力及び基数又は台数を記載し、修理場の作業人員等の概数を記載すること。

16 漁具保管修理施設

- (1) 漁具保管修理施設については、漁港の平面図対照番号、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材及び面積並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 陸域及び水域に設置されているものについて記載するものとする。
- (3) 所在地欄には、水域に設置された漁具保管修理施設については、何何地先水面等を記載すること。
- (4) 様式又は型式欄には、構造及び用途等を記載すること。
- (5) 主要用材欄には、コンクリート、石張、竹、木等の別を記載すること。

17 給水施設

- (1) 給水施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月

日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。

- (2) 区分欄には、給水栓、ポンプ式給水船、水槽船等の別を記載すること。
- (3) 所在地欄には、何何岸壁、何何物揚場等の別を記載すること。
- (4) その他の規模数量欄には、箇所数又は隻数（給水船又は水そう船の積込容量）を記載すること。
- (5) 能力欄には一時間当たり最大給水能力（トン）を記載すること。
- (6) 備考欄には、給水時の係船位置を記載すること。

18 給水施設

- (1) 給水施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、給水方式の別を記載すること。
- (3) 所在地欄には、何何岸壁、何何物揚場等の別を記載すること。
- (4) その他の規模数量欄には、箇所数を記載すること。
- (5) 能力欄には、一時間当たり最大給水能力（トン）を記載すること。
- (6) 備考欄には、給水時の係船位置を記載すること。

19 燃料供給施設

- (1) 燃料供給施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、燃料種類及び燃料供給方式の別を記載し、貯燃料用施設については敷地、建物の別を記載すること。
- (3) 様式又は型式欄には、貯燃料用施設について地上式、地下式等の別を記載すること。
- (4) 主要用材欄には、貯燃料用施設について鋼材、鉄筋コンクリート、木、れんが、土等の別を記載すること。以下20から46まで（27及び31を除く。）に掲げる施設について同じ。
- (5) 面積欄には、貯燃料用施設について、敷地及び建物の面積を記載すること。
- (6) その他の規模数量欄には、貯燃料用施設について敷地の箇所数、建物の棟数又は貯蔵槽数等を記載すること。
- (7) 能力欄には、
 - (イ) 供給用施設については、一時間当たり燃料供給能力（キロリットル）を記載すること。
 - (ロ) 貯燃料用施設については、最大貯燃料能力（トン）欄を設けてトン数及び

最大使用実績	
年	トン数

」の欄を設けて該当事項を記載すること。

- (8) 備考欄には、
 - (イ) 供給用施設については、燃料供給船の最大積込容量及び給油時の係船位置を記載すること。
 - (ロ) 貯燃料用施設については、貯蔵する燃料の種類及び主として利用する係留施設を記載すること。

20 給電施設

- (1) 給電施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。

- (2) 区分欄には、給電施設の敷地、建物の別を記載すること。
 - (3) 面積欄には、当該施設の敷地及び建物の面積を記載すること。以下21から46まで（27及び31を除く。）に掲げる施設について同じ。
 - (4) 能力欄には、一時間当たりの最大供給可能電力量を記載すること。
 - (5) 備考欄には、給電時の係船位置を記載すること。
- 21 水産種苗生産施設
- (1) 水産種苗生産施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
 - (2) 区分欄には、水産種苗生産施設の敷地、建物の別を記載すること。
 - (3) 様式又は型式欄には、平屋建、二階建等の構造の別を記載すること。以下22から46まで（27及び31を除く。）に掲げる施設について同じ。
 - (4) その他の規模数量欄には、建物の棟数を記載すること。以下22から46まで（27及び31を除く。）に掲げる施設について同じ。
 - (5) 備考欄には、主な種苗生産魚種等を記載すること。
- 22 養殖用餌料保管調製施設
- (1) 養殖用餌料保管調製施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
 - (2) 区分欄には、養殖用餌料保管調製施設の敷地、建物の別を記載すること。
- 23 養殖用作業施設
- (1) 養殖用作業施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
 - (2) 区分欄には、養殖用作業施設の敷地、建物の別を記載すること。
- 24 陸上養殖施設
- (1) 陸上養殖施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
 - (2) 区分欄には、陸上養殖施設の敷地、建物の別を記載すること。
 - (3) 備考欄には、主な取扱魚種等を記載すること。
- 25 廃棄物処理施設
- (1) 廃棄物処理施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
 - (2) 区分欄には、廃棄物処理施設の敷地、建物の別を記載すること。
- 26 荷さばき所
- (1) 荷さばき所については、漁港の平面図対象番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
 - (2) 区分欄には、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）によるものを「市場」とし、市場以外のものを「その他」としてその別並びに敷地及び建物の別を記載すること。敷地及び建物の別の記載については、以下28から46まで（31を除く。）に掲げる施設について同じ。
 - (3) 能力欄には、最大水揚実績について年次別トン数を記載すること。
 - (4) 備考欄には、荷さばき所の所有者及び管理者以外の者が当該施設を利用して業務を営んでいる場合は、その者の名称及び主な取扱魚種を記載すること。
- 27 荷役機械

- (1) 荷役機械については、漁港の平面図対象番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 名称欄には、
 - (イ) 起重機については、天井走行起重機、ガントリー起重機、水平引込起重機、門型起重機、ジブ起重機、塔型起重機、ケーブル起重機、浮起重機等の別を記載すること。
 - (ロ) その他の物については、バケットコンベヤー、ベルトコンベヤー、ホークリフト等の別を記載すること。
- (3) 区分欄には、公共用及び非公共用の別を記載すること。
- (4) 所在地欄には、荷役機械が附属する漁港施設の名称を記載すること。
- (5) 様式又は型式欄には、固定式、移動式、つかみ式、フック（付）式、マントロリー式、ロープトロリー式等の形式の別を記載すること。
- (6) 能力欄には、

まき揚 重量 (トン)	まき揚 速度 (一分間当 メートル)	公称能力 (一時間 当トン)	実動 七時間 当能力 (トン)	寸法	一日当最大取扱実績		
					年月	品種	(トン)

- の欄を設けて該当事項を記載するものとし、寸法欄については、
- (イ) 起重機にあつては、まき揚高（メートル）、径間（メートル）、旋回半径（メートル）等の主要寸法を記載すること。
 - (ロ) その他の機械にあつては、規模（例えば、起重機船については、総トン数、船長、船幅、喫水^{きつ}及び附属起重機の寸法、コンベヤーについては、一メートル当たり容量又は延長等）を記載すること。
- (7) 備考欄には、動力の種類、附属設備、主な用途、一時間当たり使用料及び主な取扱品名について次により記載すること。
 - (イ) 動力の種類は、電気、蓄電池、蒸気、ディーゼル、ガソリン、手動等の別
 - (ロ) 附属設備は、附属する機械設備について、その概要（機械名、形式、能力、動力の種類）
 - (ハ) 主な用途は、陸揚、船積、陸上荷役等の用途の別
 - (ニ) 一時間当たり使用料は、公共用の機械の使用料

28 配送用作業施設

配送用作業施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は形式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格について記載するものとする。

29 蓄養施設

- (1) 蓄養施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は形式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格について記載するものとする。
- (2) 区分欄には、陸域又は水域の別を記載すること。
- (3) 備考欄には、主な取扱魚種等を記載すること。

30 水産倉庫

- (1) 水産倉庫については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は形式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格について記載するものとする。
- (2) 能力欄には、最大入庫実績について主要取扱物の年次別数量を記載すること。

- (3) 備考欄には、主要取扱物の種類について漁網類、海藻類、干魚類等の別を記載すること。

31 野積場

- (1) 野積場については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、主要用材、面積及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 野積場の記載範囲は、公共用の野積場及び面積三〇〇平方メートル以上の非公共用の野積場とする。
- (3) 区分欄には、公共用及び非公共用の別を記載すること。
- (4) 主要用材欄には、舗装のあるもののみにについて記載すること。
- (5) 能力欄には、最大利用実績について年次別数量を記載すること。
- (6) 備考欄には、野積場を利用する主な品種名及び公共用のものについての使用料の料率を記載すること。

32 製氷、冷凍及び冷蔵施設

- (1) 製氷、冷凍及び冷蔵施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模、数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 能力欄には、

設備能力				最大給氷能力 (一時間当トン)
製氷 (日産トン)	凍結 (日産トン)	冷蔵 (立方メートル)	貯氷 (立方メートル)	

の欄を設けて、該当事項を記載すること。なお、冷蔵能力及び貯氷能力は、当該設備が冷蔵と貯氷とを兼ねている場合は、主な用途によりそのいずれかについて記載すること。

- (3) 備考欄には、冷蔵についてはA級（-10℃以下）、B級（AとCの間）、C級（-2℃以上）の別を記載すること。

33 加工場

- (1) 加工場については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模、数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 能力欄には、最大生産実績について年次別貫数を記載すること。
- (3) 備考欄には、塩干、塩蔵、節類、煉製品、缶詰等の製品の主な種類を記載すること。

34 仲卸施設

- (1) 仲卸施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模、数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。
- (2) 備考欄には、主な取扱魚種等を記載すること。

35 直売所

直売所については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模、数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。

36 漁業用通信施設

- (1) 漁業用通信施設については、漁港の平面図対照番号、種類、名称、区分、所在地、

所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。

(2) 区分欄には、空中線、送信機及び受信機の別を記載すること。

(3) 様式又は型式欄には、

(イ) 空中線の型式については、鉄塔自立型、鉄柱支線型、木柱支線型の別を記載すること。

(ロ) 送信機の型式については、電波の型式及び空中線電力をA 1 五〇〇W、A 2 二五〇W、A 3 五〇〇W等と記載すること。

(ハ) 受信機の型式については、使用球数及び受信方式を八球スーパー、四球オートダイン等と記載すること。

(4) その他の規模数量欄には、空中線については高さ及び機数を、送信機及び受信機については台数をそれぞれ記載すること。

(5) 備考欄には予備電源を有する場合は、その種類及び容量を記載し、気象信号設備がある場合は、その概要を記載すること。

37 漁港厚生施設

(1) 漁港厚生施設については、漁港の平面図対照番号、種類、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。

(2) 能力欄には、最大収容可能人員を記載すること。

38 漁港管理施設（39の施設を除く。）

(1) 漁港管理施設（39の施設を除く。）については、漁港の平面図対照番号、種類、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積及びその他の規模数量並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。

(2) 備考欄には、職員の概数を記載すること。

39 発電施設

(1) 発電施設については、漁港の平面図対照番号、名称、区分、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積、その他の規模数量及び能力並びに建設又は取得の年月日及び建設又は取得の価格の各欄について記載するものとする。

(2) 能力欄には、一時間当たりの最大発電可能電力量について記載すること。

40 漁港浄化施設

漁港浄化施設については、漁港の平面図対照番号、種類、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積及びその他の規模数量並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。

41 廃油処理施設

廃油処理施設については、漁港の平面図対照番号、種類、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積及びその他の規模数量並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。

42 廃船処理施設

廃船処理施設については、漁港の平面図対照番号、種類、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積及びその他の規模数量並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。

43 漁港環境整備施設（44から46までの施設を除く。）

漁港環境整備施設（44から46までの施設を除く。）については、漁港の平面図対照番号、種類、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積及びその他の規模数量並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。

44 避難施設

(1) 避難施設については、漁港の平面図対照番号、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積及びその他の規模数量並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。

(2) 備考欄には、最大収容可能人員を記載すること。

45 避難経路

避難経路については、漁港の平面図対照番号、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積及びその他の規模数量並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。

46 防災情報提供施設

防災情報提供施設については、漁港の平面図対照番号、名称、所在地、所有者、管理者、様式又は型式、主要用材、面積及びその他の規模数量並びに建設又は取得年月日及び建設又は取得価格の各欄について記載するものとする。

47 その他

上記1から46の施設において、法第四条の二に規定する漁港施設等活用事業（以下「活用事業」という。）を実施することになった場合は、備考欄には認定を受けた実施計画に係る認定計画実施者、実施期間、活用事業に供する当該漁港施設の規模数量その他参考となる事項を記載するものとする。

第四 第三表（漁港施設の増減表）について

1 年月日欄には、漁港施設の規模（延長、水深、天端高、面積、棟数、箇所数等）の増減の年月日を記載すること。

2 増減事項欄には、漁港施設の規模の増減及び現在並びに増減理由（特定漁港漁場整備事業、海岸保全事業、災害復旧事業等）を記載すること。

2 漁港台帳に添付すべき図面の調製要領

漁港台帳に添付すべき図面は、次により調製するものとする。

1 尺度はメートルを単位とする。

2 高さ及び潮位は、すべて基本水準面を基準として小数点以下二位まで示すこととし、基本水準標石にあつては小数点以下三位まで示すこと。

3 漁港平面図については、

(1) 縮尺は、原則として二〇〇〇分の一とすること。

(2) 等深線は原則として一メートルごとに記入すること。

(3) 漁港施設の位置及び種類を記号又は色別（別表第一）をもつて表示すること。

(4) 漁港の区域（水域及び陸域）は茶色の実線で表示すること。

(5) 河川区域等があれば、色別による破線で明示し、その種類及び名称をあわせて記載すること。

(6) 特定漁港漁場整備計画に定められている漁港施設で特定漁港漁場整備事業の完成した部分については黒色で、未完成の部分については茶色で表示すること。

(7) 地形及び深浅測量の年月日、作成年月日及び調製者名を記載すること。

4 外郭施設及び係留施設の標準断面図については、

(1) 当該施設の横断面図及び主要寸法（基礎くい先端、床掘の底面、捨石の上面又は堤体の上面等当該施設の主要な箇所における基本水準面からの高さを含む。）並びに基本水準面、さく望平均満潮面及びさく望平均干潮面について記載すること。

(2) 外郭施設の構造を異にする区間ごとに調製すること。

(3) 係留施設の構造又は水深を異にする区間ごとに調製することとし、当該施設と不可分となっている荷さばき所、道路及び鉄道等の一連の施設についても調整すること。

(4) 縮尺は原則として一〇〇分の一とすること。

5 水準面図の様式は、別表第二のとおりとする。

別表第1 記 号
記 載 事 項

記 号 (又は名称)

1 施 設 関 係

平面図の名称

何何漁港平面図

縮 尺

1/2000 1/100

方 位

記 号 適 宜

漁港の区域の境界



防 波 堤

防 砂 堤

導 流 堤

名称延長 m



突 堤
(並 行 堤)

防 潮 堤

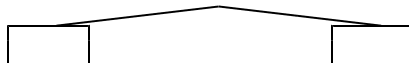
堤 防

名称延長 m



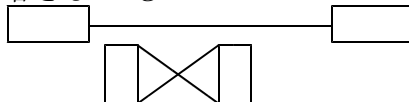
開きよのもの

水 門



暗きよのもの

こ う 門



延 長 m

護 岸



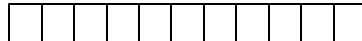
延 長 m

仮 護 岸



胸 (防潮) 壁
(防波護岸)

延 長 m



延長 m (-0.0m)

岸 壁

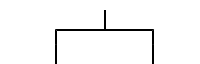


延長 m (-0.0m)

物 揚 場



け い 船 浮 標



けい 船 くい

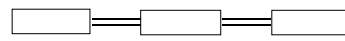


さん 橋

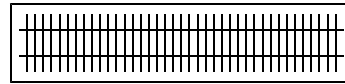
岸壁、物揚場に同じ

延長 m (-0.0m)

浮 さん 橋



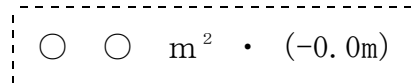
船 揚 場



航 路
泊 地 境 界 線



航 路 、 泊 地



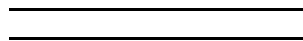
鉄 道 (単 線)



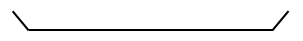
鉄 道 (複 線)



道 路



橋 り ょ う



W. S. C.

運 河



灯 台



浮 標 (有 灯)



浮 標 (無 灯)



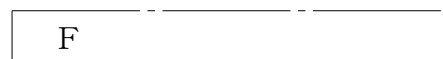
立 標 (有 灯)



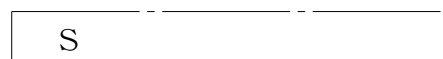
立 標 (無 灯)



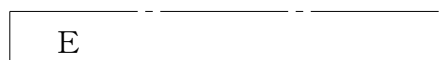
漁 港 施 設 用 地



漁 船 修 理 場



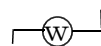
漁 船 機 関 修 理 場



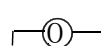
網 干 場



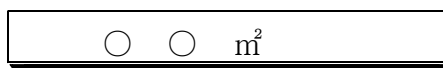
給 水 施 設



給 油 施 設



荷 さ ば き 所

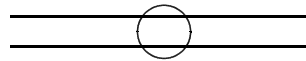


荷 役 機 械

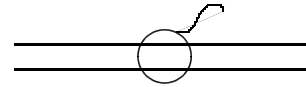
固 定



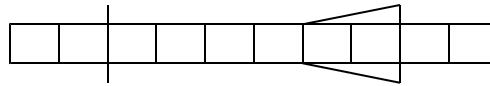
移動式ジブ
門型ジブ



水 平 引 込



橋 型



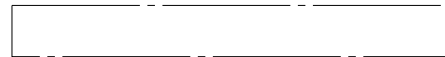
テ ル ハ ー



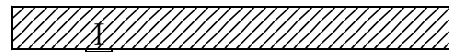
水 産 倉 庫



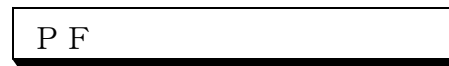
野 積 場



製 氷 冷 凍
冷 蔵 施 設



水産加工施設



無 線 電 信 柱



気 象 (海 象)
信 号 所



測 候 所
波 高 観 測 所



雨 量 観 測 所



水 位 観 測 所



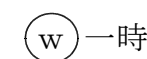
検 潮 所



流 量 (潮 流)
観 測 所



波 力 観 測 所



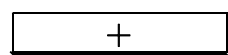
風 向 (風 速)
観 測 所



宿 泊 所



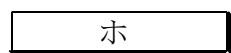
診 療 所



浴 場



漁船船員ホール



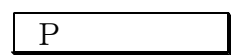
管 理 事 務 所



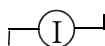
監 視 所



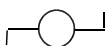
手 荷 物 扱 所
待 合 所



給 氷 施 設



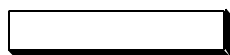
給 炭 設 備



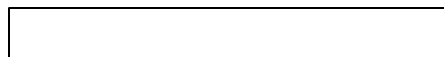
貯 油 タ ン ク



上 屋



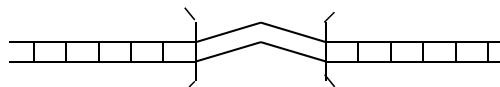
一 般 家 屋



水 防 倉 庫



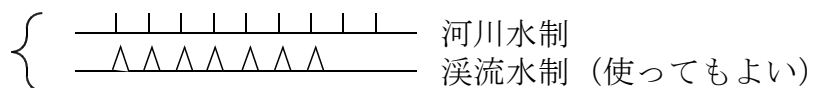
陸 こ う



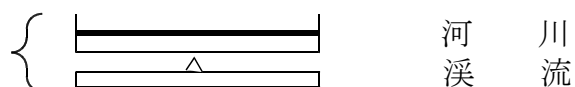
揚 水 機



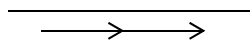
水 制



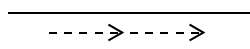
床止又は床固め
(落差のないもの)



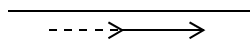
用 水 路



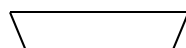
排 水 路



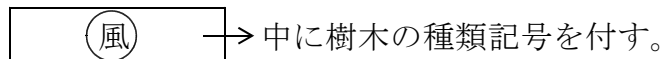
用 ・ 排 水 路



堰 堤



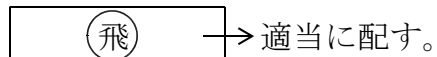
防 風 林



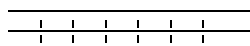
防 潮 林



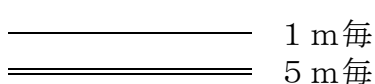
飛 砂 防 止 林



飛 砂 防 止 工



等 深 線



〔水準基標等〕

水 準 点



仮補助三角点



仮 水 準 点



ベンチ、マーク



B. M.

記 載 事 項	略 符 号
---------	-------

2 潮位関係

さく望平均満潮面	H. W. L. (H. W. L. O. S. T)
平 均 水 面	M. S. L.
さく望平均干潮面	L. W. L. (L. W. L. O. S. T)
東京湾中等潮位	T. P.
基 本 水 準 面	C. D. L.
工 事 用 基 準 面	D. L.

参 考

計 画 潮 位	P. W. L.
既 往 最 高 潮 位	H. H. W. L.
被 災 時 最 高 潮 位	D. W. L.
平 均 満 潮 面	M. H. W. L.
平 均 干 潮 面	M. L. W. L.
大潮平均高潮面	H. W. O. S. T
大潮平均低潮面	L. W. O. S. T
検 潮 基 準 面	O. D. L.
地 盤 高	G. L.
上下弦平均満潮面	H. W. L. O. N. T
上下弦平均干潮面	L. W. L. O. N. T
春秋大汐満潮面	H. W. L. O. E. T
春秋大汐干潮面	L. W. L. O. E. T

記 載 事 項

漁港の区域内及び漁港施設	緑（河川区域等との色別が必要である 場合のみ用いること）
--------------	---------------------------------

参考

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 農地、林野関係 | 緑 |
| (2) 国土交通省関係（港湾関係に関するもの） | 青 |
| (3) 国土交通省関係上記（2）以外のもの | 朱1 |

別表第2

<u>水 準 面 図</u>		調整 年 月 日
既 往 最 高 潮 位	()	
朔 望 平 均 満 潮 面	()	
平 均 水 面	()	
東 京 湾 中 等 潮 位	()	
朔 望 平 均 干 潮 面	()	
基 本 水 準 面	()	
(工 事 用 基 準 面)	()	

- 備考 1. 基本水準面を基準とし、基準とした潮位を±0.00として記入すること。
 2. () 内には、測定年月日又は期間及び測定者名を記入すること。

附 則

漁港法の一部を改正する法律（平成13年法律第92号）施行前の漁港法（以下「旧法」という。）第4条に規定される「漁港修築事業」及び旧法第17条に規定される「漁港の整備計画」は、それぞれ本要領において第四の3の(6)の「特定漁港漁場整備事業」及び「特定漁港漁場整備事業計画」とみなす。

附 則（令和6年3月27日付け5水港第3034号）

- この通達は、令和6年4月1日から施行する。
- この通達の規定は、この通達の施行の日以後に漁港台帳に記載される漁港施設について適用し、同日前に漁港台帳に記載された漁港施設については、なお従前の例による。